

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）第5期中長期目標の変更 新旧対照表

（主務省：経済産業省）

変 更 案	現 行
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第5期中長期目標 令和5年3月1日 経 済 産 業 省 一部変更 令和6年8月29日 <u>一部変更 令和7年●月●日</u> I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） （略） II. 中長期目標の期間 （略） III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 （略） 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 （略） (1) ～ (2) (略) (3) 特定公募型研究開発業務の実施 （略） ①～④ (略) ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NEDOは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第5期中長期目標 令和5年3月1日 経 済 産 業 省 一部変更 令和6年8月29日 I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） （略） II. 中長期目標の期間 （略） III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 （略） 1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献 （略） (1) ～ (2) (略) (3) 特定公募型研究開発業務の実施 （略） ①～④ (略) ⑤ バイオものづくり革命推進事業 成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NEDOは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。

変 更 案	現 行
(4) ～ (5) (略) なお、NEDOが上記(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、また、(4)及び(5)の取組を着実にを行うことを目的として、以下のとおり定量<u>指標</u>を設定する。 (定量指標) (略) <目標水準の考え方>～<重要度高・困難度高の設定理由> (略) <u>2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援</u> 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 NEDOはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていること	<u>なお、NEDOが上記(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すことを目的として、以下のとおり数値目標を設定する。</u> (4) ～ (5) (略) なお、NEDOが上記(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すこと、また、(4)及び(5)の取組を着実にを行うことを目的として、以下のとおり定量<u>目標</u>を設定する。 (定量指標) (略) <目標水準の考え方>～<重要度高・困難度高の設定理由> (略) <u>2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援</u> 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。 (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 NEDOはこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。 第5期中長期目標期間においては、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていること

変 更 案	現 行
に鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務は、<u>情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。</u> 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。 （2）～（3）（略）	に鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。 また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「NEDO法」という。）が一部改正され、NEDOによるディープテック⁴分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された⁵（NEDO法第15条第3号の2）。本補助業務はGX推進法第7条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX分野を対象とし、GXの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行うものとする。 4 「ディープテック」は、主として以下のような技術を指す用語 ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。 ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。 ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。 5 今般のNEDO法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。 （2）～（3）（略）

変 更 案	現 行
また、NEDOが2.（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標２－１：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（ＩＰＯ）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標２－２：NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率35%以上を目指す（第４期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。（アウトカム指標） ＜目標水準の考え方＞ 指標２－１：NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標２－２：NEDOは、第４期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員１人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を求める。 NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスター	また、NEDOが2.（１）から（３）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることを促すため、以下のとおり定量指標を設定する。 （定量指標） 指標２－１：当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場（ＩＰＯ）等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、４段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】【困難度高】 指標２－２：NEDOが行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、NEDO担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率35%以上を目指す（第４期中長期目標期間中における実績値：「満足している」及び「非常に満足している」87.0%、「非常に満足している」34.8%）。（アウトカム指標） ＜目標水準の考え方＞ 指標２－１：NEDOのスタートアップに対する研究開発マネジメントが的確に実施できていたかどうかについて評価するための定量指標を設けることとする。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 指標２－２：NEDOは、第４期中長期目標期間中において特定公募型研究開発業務等の追加により事業規模が増し、職員１人当たりの業務が増加しているが、その中であっても同レベル以上の割合を求める。 NEDOは、起業時の支援やベンチャーキャピタルと連携した研究開発支援、さらに、事業会社との連携支援を行うことによって研究開発型スタートアップの成長を支援している。本指標は、NEDOの担当者がスター

変 更 案	現 行
トアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 2－1 【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要である。 【困難度高】：本指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。 （４）その他の取組 （略） 3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （略） IV. 基金事業の適切な管理・執行 （略） ①～⑧（略） （定量指標） 指標 4－1：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が	トアップに対して伴走型のきめ細かな支援が実行できているか、ステークホルダーであるスタートアップにどのように評価されているかを直接測定するものである。この割合を高めることは、NEDOの貢献を評価し、より質の高いマネジメントにつなげるとともに、NEDOの組織としての研究開発マネジメントによるスタートアップの成長支援に貢献できているか評価する指標として適切なものである。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 2－1 【重要度高】：NEDOは、国から交付された研究開発資金（運営費交付金・基金補助金等）を他者よりも優れた研究開発型スタートアップの育成に係る研究開発マネジメントを行ってスタートアップの成長を支援する組織である。このため、NEDOが行った研究開発マネジメントそのものが適切であったか、成果が出ているのかを指標とすることがもっとも重要である。 【困難度高】：本指標は、リスクの高い研究開発を行いながら新規性のある事業を志向し急成長を図るが故に、将来の事業性の判断が極めて困難な研究開発型スタートアップに対して、民間資金等と連携した適切な伴走支援の提供や、多段階選抜方式による段階的支援、個々のニーズに応じたマッチング等の機会の創出等を適時組み合わせ、高度かつきめ細やかなマネジメントを実施することを求める困難度の高い指標である。 （４）その他の取組 （略） 3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積 （略） IV. 基金事業の適切な管理・執行 （略） ①～⑧（略） （定量指標） 指標 4－1：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が

変 更 案	現 行
適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。【重要度高】 【困難度高】 ＜目標水準の考え方＞ 指標４－１：銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ (略) V. 業務運営の効率化に関する事項 (略) VI. 財務内容の改善に関する事項 (略) VII. その他業務運営に関する重要事項 (略) (別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸 (略) (政策体系図) (略)	適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。 ＜目標水準の考え方＞ 指標４－１：銀行等への預け入れや基金の運用面での工夫、体制整備等の基金管理のための取り組み及び電子化等申請手続の効率化・迅速化、機微情報の管理、不正対策等基金事業の審査のための取り組み等について、外部有識者により構成される委員会において総合評価を行う。なお、具体的な評価方法は、経済産業省が別途定めて運用するものとする。【重要度高】 【困難度高】 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ (略) V. 業務運営の効率化に関する事項 (略) VI. 財務内容の改善に関する事項 (略) VII. その他業務運営に関する重要事項 (略) (別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸 (略) (政策体系図) (略)

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）第六期中期目標の変更 新旧対照表

（主務省：経済産業省）

変 更 案	現 行
独立行政法人 日本貿易振興機構 第六期中期目標 令和5年3月 <u>最新改定 令和7年●月</u> 経済産業省	独立行政法人 日本貿易振興機構 第六期中期目標 令和5年3月 経済産業省
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） <日本貿易振興機構の使命> （略） <日本貿易振興機構の現状及び取り組むべき課題> 日本貿易振興機構はこれまで、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、日本企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策等への貢献等を中期目標の柱とし、第五期中期目標（平成31年度～令和4年度）では、新たにスタートアップの海外展開支援等を通じたイノベーション創出に向けた取組を目標にするなど、社会経済情勢の変化に応じてその役割と事業を見直しながら、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきた。これらを通じて、日本貿易振興機構は、国内外企業のビジネス活動に関する高い専門性や長年蓄積されたデータ・ノウハウを有するほか、世界 <u>56</u> カ国 76 拠点における海外事務所のネットワークを活かし、政府の外交活動への貢献、政情不安地域等における情報収集・発信、諸外国政府への働きかけ等、多様な役割を果たしてきた。他方で、今後、経済・社会情勢等の変化に応じて、グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応や、現地企業・政府等とのネットワークの拡大及び関係強化、日本経済や対外経済政策への更なる貢献が求められている。 <日本貿易振興機構を取り巻く環境の変化> （略） 2. 中期目標の期間 （略）	1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） <日本貿易振興機構の使命> （略） <日本貿易振興機構の現状及び取り組むべき課題> 日本貿易振興機構はこれまで、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、日本企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策等への貢献等を中期目標の柱とし、第五期中期目標（平成31年度～令和4年度）では、新たにスタートアップの海外展開支援等を通じたイノベーション創出に向けた取組を目標にするなど、社会経済情勢の変化に応じてその役割と事業を見直しながら、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきた。これらを通じて、日本貿易振興機構は、国内外企業のビジネス活動に関する高い専門性や長年蓄積されたデータ・ノウハウを有するほか、世界 <u>55</u> カ国 76 拠点における海外事務所のネットワークを活かし、政府の外交活動への貢献、政情不安地域等における情報収集・発信、諸外国政府への働きかけ等、多様な役割を果たしてきた。他方で、今後、経済・社会情勢等の変化に応じて、グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応や、現地企業・政府等とのネットワークの拡大及び関係強化、日本経済や対外経済政策への更なる貢献が求められている。 <日本貿易振興機構を取り巻く環境の変化> （略） 2. 中期目標の期間 （略）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たして、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げられるよう、第6期中期目標期間においては、（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、（２）農林水産物・食品の世界市場展開の促進、（３）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、（４）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の４つを柱として、以下の方針で事業を実施していく。その際、国内外の関係機関と積極的に連携し、これらのリソースやノウハウを活用しながら取組の相乗効果を高めるとともに、デジタル技術を活用しサービスの高度化及び事業の効率化を図りながら、高い政策効果を実現し、日本経済の成長と競争力強化に貢献していく。

（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化

海外現地と国内のイノベーション・エコシステムの接続を強化し、資本・技術・人材が国内外で双方向に循環するエコシステムを形成・強化することにより、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献する。具体的には、対日直接投資の促進、日本企業と海外企業との協業・連携の促進、日本のスタートアップの海外展開の支援において、量的拡大に加えより質の高い案件の創出を行うとともに、国内外の日本企業における高度外国人材の活躍推進に向けた取組を強化する。

① 対外直接投資や協業・連携等の促進

対日直接投資は、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の取り込みにつながり、日本経済全体の成長や地域経済の活性化に貢献するものである。デジタル・グリーン等の分野で新たな市場が創出される中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続け、「対日直接投資促進戦略」で定めた「2030年における対内直接投資残高80兆円」という政府目標の達成に貢献するため、政府・地方自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。

日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日直接投資の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、誘致戦略の策定、外国政府、企業等へのプロモーション活動を推進するとともに、スタートアップをはじめとする有望な外国企業・プロジェクトの発掘、国内外企業やアカデミア、関係機関等の間のマッチング機会の提供等により、外国企業誘致や協業・連携促進に資する支援を行う。特に、経済安全保障にも留意しつつ、対日直接投資のもたらす多様な効果に照らし、イノベーション創出に資する対日直接投資を重点的に推進することで、海外からの資金や革新的技術・ノウハウ等を受け入れ「対日直接投資促進戦略」で掲げられた、「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等への貢献を通じ、対内直接投資

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たして、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げられるよう、第6期中期目標期間においては、（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、（２）農林水産物・食品の世界市場展開の促進、（３）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、（４）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の４つを柱として、以下の方針で事業を実施していく。その際、国内外の関係機関と積極的に連携し、これらのリソースやノウハウを活用しながら取組の相乗効果を高めるとともに、デジタル技術を活用しサービスの高度化及び事業の効率化を図りながら、高い政策効果を実現し、日本経済の成長と競争力強化に貢献していく。

（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化

海外現地と国内のイノベーション・エコシステムの接続を強化し、資本・技術・人材が国内外で双方向に循環するエコシステムを形成・強化することにより、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献する。具体的には、対日直接投資の促進、日本企業と海外企業との協業・連携の促進、日本のスタートアップの海外展開の支援において、量的拡大に加えより質の高い案件の創出を行うとともに、国内外の日本企業における高度外国人材の活躍推進に向けた取組を強化する。

① 対外直接投資や協業・連携等の促進

対日直接投資は、海外から高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の取り込みにつながり、日本経済全体の成長や地域経済の活性化に貢献するものである。デジタル・グリーン等の分野で新たな市場が創出される中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続け、「対日直接投資促進戦略」で定めた「2030年における対内直接投資残高80兆円」という政府目標の達成に貢献するため、政府・地方自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。

日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日直接投資の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、誘致戦略の策定、外国政府、企業等へのプロモーション活動を推進するとともに、スタートアップをはじめとする有望な外国企業・プロジェクトの発掘、国内外企業やアカデミア、関係機関等の間のマッチング機会の提供等により、外国企業誘致や協業・連携促進に資する支援を行う。特に、経済安全保障にも留意しつつ、対日直接投資のもたらす多様な効果に照らし、イノベーション創出に資する対日直接投資を重点的に推進することで、海外からの資金や革新的技術・ノウハウ等を受け入れ「対日直接投資促進戦略」で掲げられた、「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等への貢献を通じ、対内直接投資

残高の倍増目標にも寄与していく。加えて、地域経済の活性化に資する対日直接投資の重点的な支援や、日本に進出した外国企業の更なる国内展開に向けた活動も積極的に行っていく。なお、日本貿易振興機構が支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。

(関係機関との連携、イノベーション創出と地域経済活性化の推進)

日本貿易振興機構が長年培ってきた対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、国内外ネットワークを活用しながら、海外における攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。

特に、デジタル化、グリーン社会の実現等のポストコロナに向けた国際的な社会の変革、国内における人手不足の問題や地域における社会課題の増加等の社会環境の変化に対応するとともに、より持続的な日本経済社会の発展に貢献していく。そのためには、目標期間中における政府の政策ニーズや国内外の環境変化を踏まえ、今後成長が見込まれる、もしくは成長を生み出すべき産業分野を見極め、イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資に重点を置く。

具体的には、(1) 高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2) 国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3) 地域資源の活用促進や、地場の中堅・中小企業のビジネス拡大等の地域経済活性化に資する事業、(4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。またこうした取組の推進に当たっては、政府・地方自治体に加えて、アカデミアや地域のエコシステム等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。

なお、取組の推進に当たっては、資本・技術等の国内外の循環を生み出す、スタートアップやアクセラレーター、ベンチャーキャピタル（VC）等のスタートアップ・エコシステム関係者の誘致に留意する。

(国内外における協業・連携の促進)

国内外に広がる新たな市場や産業分野に参入しビジネスを拡大していくためには、優れた技術やビジネスモデルを持つ外国企業との協業・連携による日本企業のオープンイノベーションを促進させ、社会実装や企業の成長につなげていくことが重要である。また、海外企業との連携を通じた国内外の社会課題解決に貢献するビジネスの共創も重要。日本貿易振興機構は、新興国企業との新事業創出を通じた日本企業文化変革を狙う「アジアDXプロジェクト」等の取組にも留意しつつ、ビジネスマッチングプラットフォームである、「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」等を通じて、有望な国内外の企業やプロジェクト情報の発信や、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間での業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の国内外における双方向での協業・連携を促進し、スタートアップを含む日本企業のオープンイノベーションの加速に貢献していく。

残高の倍増目標にも寄与していく。加えて、地域経済の活性化に資する対日直接投資の重点的な支援や、日本に進出した外国企業の更なる国内展開に向けた活動も積極的に行っていく。なお、日本貿易振興機構が支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。

(関係機関との連携、イノベーション創出と地域経済活性化の推進)

日本貿易振興機構が長年培ってきた対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、国内外ネットワークを活用し²ながら、海外における攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。

特に、デジタル化、グリーン社会の実現等のポストコロナに向けた国際的な社会の変革、国内における人手不足の問題や地域における社会課題の増加等の社会環境の変化に対応するとともに、より持続的な日本経済社会の発展に貢献していく。そのためには、目標期間中における政府の政策ニーズや国内外の環境変化を踏まえ、今後成長が見込まれる、もしくは成長を生み出すべき産業分野を見極め、イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資に重点を置く。

具体的には、(1) 高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2) 国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3) 地域資源の活用促進や、地場の中堅・中小企業のビジネス拡大等の地域経済活性化に資する事業、(4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。またこうした取組の推進に当たっては、政府・地方自治体に加えて、アカデミアや地域のエコシステム等、多様なプレイヤーとの連携を図っていく。

なお、取組の推進に当たっては、資本・技術等の国内外の循環を生み出す、スタートアップやアクセラレーター、ベンチャーキャピタル（VC）等のスタートアップ・エコシステム関係者の誘致に留意する。

(国内外における協業・連携の促進)

国内外に広がる新たな市場や産業分野に参入しビジネスを拡大していくためには、優れた技術やビジネスモデルを持つ外国企業との協業・連携による日本企業のオープンイノベーションを促進させ、社会実装や企業の成長につなげていくことが重要である。また、海外企業との連携を通じた国内外の社会課題解決に貢献するビジネスの共創も重要。日本貿易振興機構は、新興国企業との新事業創出を通じた日本企業文化変革を狙う「アジアDXプロジェクト」等の取組にも留意しつつ、ビジネスマッチングプラットフォームである、「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」等を通じて、有望な国内外の企業やプロジェクト情報の発信や、国内外企業を中心とするイノベーション・エコシステム関係者間での業務提携、技術提携、共同研究開発、出資等の国内外における双方向での協業・連携を促進し、スタートアップを含む日本企業のオープンイノベーションの加速に貢献していく。

特に、日本企業と現地企業との協業・連携が期待できる国や地域（国内含む）において、関係者間のネットワークを構築しつつ、イベントの実施やスタートアップをはじめとする外国企業やエコシステム関係者と日本企業のマッチング機会の提供、土業専門家等による相談対応等によるハンズオン支援を実施するなど、各地域の環境に応じた効果的・効率的な支援メニューの充実を図る。これらの取組により、国内外の環境変化や政策動向も踏まえつつ、例えば、デジタル・グリーン分野等を中心に新製品・新サービスの創出を通じた、新規のビジネス展開、現地や国内の社会課題解決に資する協業・連携事業を組成する。

（国内の投資環境・ビジネス環境の改善）

多くの国・地域が外国企業の誘致に向けて熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜き有望な外国企業を呼び込むためには、日本の投資環境・ビジネス環境を不断に改善していくことは必須となる。日本貿易振興機構は引き続き、日本に進出済みの外国企業、外国大使館及び経済団体等との交流、対日投資支援活動、各種調査で得られた知見を通して、日本の投資環境・ビジネス環境に関する要望を吸い上げ、公表するとともに、実際の環境改善につながるよう、関係各所に働きかけを行い、日本への誘致（一次投資）だけでなく、進出済み外国企業の更なる国内展開（二次投資）に貢献する。

（対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信）

潜在層・顕在層双方の情報ニーズに対応したプロモーション活動を継続・強化する。SNSを用いたプッシュ型の情報発信、ウェブサイトやレポート等のメディア・コンテンツを用いた情報提供等を不特定多数に向けて実施し、日本市場の認知度向上を目指すとともに、SNSやウェブサイトのデータ分析を通じターゲット像を特定することで、そのニーズに即した形でのトップセールスやイベント・セミナーの実施等の戦略的な活動を企画し、具体的な投資や協業・連携に向けたアクションを誘引する。

<定量的指標>

指標 1-1-1: プロジェクト成功件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

対日投資誘致成功件数 **378 件以上**（**アウトカム指標**）【**重要度高・困難度高**】

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとし、イノベーションの創出に資する事業及び、地域経済活性化に資する事業を重点的に誘致する。

（1）イノベーション創出に資する事業

・高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。

特に、日本企業と現地企業との協業・連携が期待できる国や地域（国内含む）において、関係者間のネットワークを構築しつつ、イベントの実施やスタートアップをはじめとする外国企業やエコシステム関係者と日本企業のマッチング機会の提供、土業専門家等による相談対応等によるハンズオン支援を実施するなど、各地域の環境に応じた効果的・効率的な支援メニューの充実を図る。これらの取組により、国内外の環境変化や政策動向も踏まえつつ、例えば、デジタル・グリーン分野等を中心に新製品・新サービスの創出を通じた、新規のビジネス展開、現地や国内の社会課題解決に資する協業・連携事業を組成する。

（国内の投資環境・ビジネス環境の改善）

多くの国・地域が外国企業の誘致に向けて熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜き有望な外国企業を呼び込むためには、日本の投資環境・ビジネス環境を不断に改善していくことは必須となる。日本貿易振興機構は引き続き、日本に進出済みの外国企業、外国大使館及び経済団体等との交流、対日投資支援活動、各種調査で得られた知見を通して、日本の投資環境・ビジネス環境に関する要望を吸い上げ、公表するとともに、実際の環境改善につながるよう、関係各所に働きかけを行い、日本への誘致（一次投資）だけでなく、進出済み外国企業の更なる国内展開（二次投資）に貢献する。

（対日直接投資や協業・連携促進に向けた情報発信）

潜在層・顕在層双方の情報ニーズに対応したプロモーション活動を継続・強化する。SNSを用いたプッシュ型の情報発信、ウェブサイトやレポート等のメディア・コンテンツを用いた情報提供等を不特定多数に向けて実施し、日本市場の認知度向上を目指すとともに、SNSやウェブサイトのデータ分析を通じターゲット像を特定することで、そのニーズに即した形でのトップセールスやイベント・セミナーの実施等の戦略的な活動を企画し、具体的な投資や協業・連携に向けたアクションを誘引する。

【指標】

（定量目標）

A. プロジェクト成功件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

A) 対日投資誘致成功件数 **376 件以上**【**基幹目標**】

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとし、イノベーションの創出に資する事業及び、地域経済活性化に資する事業を重点的に誘致する。

（1）イノベーション創出に資する事業

・高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。

- (2) 国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業
- (3) 国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業
 - ・ 地域資源の活性化に資する事業
 - ・ 我が国中堅・中小企業のビジネス拡大に資する事業
 - ・ 地域の特色をいかした誘致活動に基づいた事業
 - ・ 多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

指標 1-1-2: プロジェクト成功件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

国内外での協業・連携案件の成功件数 74 件以上 (アウトカム指標) 【重要度高・困難度高】

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) イノベーション創出に資する事業
- (2) 国内外のイノベーション・エコシステムの結合に資する事業
- (3) 国内外の社会・地域課題解決に資する事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

指標 1-1-3: プロジェクト支援件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

対日投資支援件数 3,775 件以上

指標 1-1-4: プロジェクト支援件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

国内外での協業・連携案件の支援件数 731 件以上

<定性的指標>

指標 1-1-5 (略)

指標 1-1-6 (略)

指標 1-1-7 (略)

【目標を上回る水準として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構が行う取組が、国内のイノベーション・エコシステムの構築に貢献した。
 - シードからレイターまでの様々なステージの海外スタートアップ企業やそれらを支援する関連企業・団体、及びデジタル・グリーン等の新市場の創造に資する新たな技術やサービスを提供可能な企業の呼び込みを行い、国内「イノベ

- (2) 国内のイノベーション環境の向上や国内外を結ぶエコシステムの形成に貢献する事業
- (3) 国内の社会課題解決及び進出地域の経済活性化に資する事業
 - ・ 地域資源の活性化に資する事業
 - ・ 我が国中堅・中小企業のビジネス拡大に資する事業
 - ・ 地域の特色をいかした誘致活動に基づいた事業
 - ・ 多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

B) 国内外での協業・連携案件の成功件数 72 件以上 【基幹目標】

(対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。)

- (1) イノベーション創出に資する事業
- (2) 国内外のイノベーション・エコシステムの結合に資する事業
- (3) 国内外の社会・地域課題解決に資する事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

イ. プロジェクト支援件数について、中期目標期間中に以下の目標を達成する。

A) 対日投資支援件数 3,760 件以上

B) 国内外での協業・連携案件の支援件数 716 件以上

(定性目標)

ウ. (略)

エ. (略)

オ. (略)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構が行う取組が、国内のイノベーション・エコシステムの構築に貢献した。
 - シードからレイターまでの様々なステージの海外スタートアップ企業やそれらを支援する関連企業・団体、及びデジタル・グリーン等の新市場の創造に資す

ション・エコシステム」の構築に貢献した。 ② 政策的に重要度・困難度の高い分野での対日投資・協業連携プロジェクト形成に貢献した。 ● 関心が薄い潜在層へのプロモーション活動を継続的・戦略的に行い、対日直接投資もしくは協業・連携に向けた具体的なアクションを促した。 ● 経済安全保障やデジタル・グリーン社会の実現、イノベーション促進の観点等、我が国にとって戦略的に重要な産業分野や、市場参入が困難な産業分野等において、国内外企業等の関心の喚起、意思決定の後押し等の効果的な支援を提供し、対日投資・国際協業連携プロジェクト形成に寄与した。 ③ 日本貿易振興機構が行う取組が、政策や制度、諸外国との通商協力の枠組み等に反映された。 ● 対日投資もしくは国際協業連携の取組が、二国間・多国間経済産業協力の柱として政策枠組みに反映され、またそれらの実施に貢献した。 ④ 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題解決やビジネス環境等の改善につながった。 ● 対日直接投資推進会議及び関連会合において、機構の有する知見を十分に活かし、政策立案や実施に貢献した。 ● アウトカム創出後においても、当該案件の定着・拡大、もしくは新たなサービスの社会実装を支援し、経済社会課題の解決等に貢献した。 ⑤ 日本貿易振興機構の関与の下で、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ● 事業を通じ、様々な国内外エコシステム関係者を巻き込み、付帯的なプロジェクトの組成をもたらした。また国内エコシステム内、海外エコシステム間、もしくは日本と海外とのエコシステムとの間で持続的・自律的にプロジェクト組成を促す枠組みを構築した。 ● 他国投資促進機関等、同等の機関もしくは国際機関等と連携した取組を通じ、日本に便益が生じる形でのビジネス基盤の形成に寄与した。 ⑥ 日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ⑦ 上記①～⑥を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。 ＜目標水準の考え方＞ 【指標 1-1-1】 【指標 1-1-2】 【指標 1-1-3】 【指標 1-1-4】 「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等の「対日直接投資促進戦略」で掲げられた目標に貢献するため、前中期目標に引き続き、対内直接投資残高倍増だけでなく、イノベーション創出や地域経済活性化に資する案件を重点化しつつも、多様な投資効果が見込まれる案件の組成を目指す。特に、企業等の意思決定の後押しや、プロジェ	る新たな技術やサービスを提供可能な企業の呼び込みを行い、国内「イノベーション・エコシステム」の構築に貢献した。<u>（アに関係）</u> ② 政策的に重要度・困難度の高い分野での対日投資・協業連携プロジェクト形成に貢献した。 ● 関心が薄い潜在層へのプロモーション活動を継続的・戦略的に行い、対日直接投資もしくは協業・連携に向けた具体的なアクションを促した。<u>（オに関係）</u> ● 経済安全保障やデジタル・グリーン社会の実現、イノベーション促進の観点等、我が国にとって戦略的に重要な産業分野や、市場参入が困難な産業分野等において、国内外企業等の関心の喚起、意思決定の後押し等の効果的な支援を提供し、対日投資・国際協業連携プロジェクト形成に寄与した。<u>（アに関係）</u> ③ 日本貿易振興機構が行う取組が、政策や制度、諸外国との通商協力の枠組み等に反映された。 ● 対日投資もしくは国際協業連携の取組が、二国間・多国間経済産業協力の柱として政策枠組みに反映され、またそれらの実施に貢献した。 ④ 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題解決やビジネス環境等の改善につながった。 ● 対日直接投資推進会議及び関連会合において、機構の有する知見を十分に活かし、政策立案や実施に貢献した。<u>（エに関係）</u> ● アウトカム創出後においても、当該案件の定着・拡大、もしくは新たなサービスの社会実装を支援し、経済社会課題の解決等に貢献した。 ⑤ 日本貿易振興機構の関与の下で、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。 ● 事業を通じ、様々な国内外エコシステム関係者を巻き込み、付帯的なプロジェクトの組成をもたらした。また国内エコシステム内、海外エコシステム間、もしくは日本と海外とのエコシステムとの間で持続的・自律的にプロジェクト組成を促す枠組みを構築した。<u>（アに関係）</u> ● 他国投資促進機関等、同等の機関もしくは国際機関等と連携した取組を通じ、日本に便益が生じる形でのビジネス基盤の形成に寄与した。 ⑥ 日本貿易振興機構の取組によりもたらされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。 ⑦ 上記①～⑥を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。 ＜目標水準の考え方＞ 「イノベーション・エコシステム」の形成・拡大等の「対日直接投資促進戦略」で掲げられた目標に貢献するため、前中期目標に引き続き、対内直接投資残高倍増だけでなく、イノベーション創出や地域経済活性化に資する案件を重点化しつつも、多様な投資効果が見込まれる案件の組成を目指す。特に、企業等の意思決定の後押しや、プロジェ
---	---

クト推進における障壁除去といった、困難度の高い支援が行えるよう、予算や人員を集中的に投下し、質の高い案件の組成を図る。この方針に則り、前中期目標期間中の実績(2019～2021 年度平均 92 件/年)や、多様な案件の組成を目指した第四期中期目標期間中の状況等を踏まえ、誘致成功件数(【指標 1-1-1】の定義に該当するもの)については 378 件以上の成功件数を目指す。また、前中期において、誘致成功件数に含めていた「協業・連携案件」については、国内外での協業・連携案件の成功件数(【指標 1-1-2】の定義に該当するもの)に含めるものとする。誘致支援件数(【指標 1-1-3】の定義に該当するもの)については、前中期目標期間中の成功率(支援件数に対する成功件数の割合)が約 10%程度であることから、これを維持することを前提に、3,775 件以上とする。なお、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

2021 年度に開始した J-Bridge による協業・連携支援について、2021 年度における成功件数(【指標 1-1-2】の定義に該当するもの)の実績は 6 件であるところ、①中期目標期間(4 年間)、②海外での案件組成に加え国内での案件組成も目指すことを踏まえ、前中期目標と比べて成功件数の増加を目指す。さらに、③これまでの支援案件が芽吹く可能性があるなど事業の効率化が期待される。これらを鑑み、協業・連携成功目標は 74 件とする。また、成功率は 2021 年度の実績で約 5%であるところ、真に支援が必要な案件を精査しつつ、対日投資誘致と同水準の 10%を目指し、協業・連携支援目標(【指標 1-1-4】の定義に該当するもの)は 731 件とする。ただし、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

なお、前中期目標期間中、海外での協業・連携に取り組んでいた J-Bridge について、今中期目標においては国内での協業・連携プロジェクト組成を新たに目指すとともに、J-Bridge で発掘した海外スタートアップ等に対してプッシュ型で日本進出への支援を行うなど、リソースの最大限の活用を可能とするため、各指標についても一体的に柔軟な運用を行うものとする。また日本貿易振興機構以外の関係機関等との連携を強化し、事業効果の最大化を図るものとする。

さらに、「対日直接投資促進戦略」の実現に向け、投資残高増加への寄与に加え、外国企業の意見の取り纏め、公表及び政府への情報提供等を適時行うことにより国内の投資環境整備に貢献する。

上記の算出においては、令和 5 年度補正予算(第 1 号)及び令和 6 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された交付金も考慮している。

ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

【指標 1-1-5】 【指標 1-1-6】 【指標 1-1-7】

これらの指標は、経済波及効果の把握や、投資環境の改善、情報発信の観点で、【指

クト推進における障壁除去といった、困難度の高い支援が行えるよう、予算や人員を集中的に投下し、質の高い案件の組成を図る。この方針に則り、前中期目標期間中の実績(2019～2021 年度平均 92 件/年)や、多様な案件の組成を目指した第四期中期目標期間中の状況等を踏まえ、誘致成功件数(上記「ア. A」の定義に該当するもの)については 376 件(370 件+令和 5 年度補正見込件数 6 件)以上の成功件数を目指す。また、前中期において、誘致成功件数に含めていた「協業・連携案件」については、国内外での協業・連携案件の成功件数(上記「ア. B」の定義に該当するもの)に含めるものとする。誘致支援件数(上記「イ. A」の定義に該当するもの)については、前中期目標期間中の成功率(支援件数に対する成功件数の割合)が約 10%程度であることから、これを維持することを前提に、3,760 件(3,700 件+令和 5 年度補正見込件数 60 件)以上とする。なお、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

2021 年度に開始した J-Bridge による協業・連携支援について、2021 年度における成功件数(上記「ア. B」の定義に該当するもの)の実績は 6 件であるところ、①中期目標期間(4 年間)、②海外での案件組成に加え国内での案件組成も目指すことを踏まえ、前中期目標と比べて成功件数の増加を目指す。さらに、③これまでの支援案件が芽吹く可能性があるなど事業の効率化が期待される。これらを鑑み、協業・連携成功目標は 72 件(70 件+令和 5 年度補正見込件数 2 件)とする。また、成功率は 2021 年度の実績で約 5%であるところ、真に支援が必要な案件を精査しつつ、対日投資誘致と同水準の 10%を目指し、協業・連携支援目標(上記「イ. B」)は 716 件(700 件+令和 5 年度補正見込件数 16 件)とする。ただし、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

なお、前中期目標期間中、海外での協業・連携に取り組んでいた J-Bridge について、今中期目標においては国内での協業・連携プロジェクト組成を新たに目指すとともに、J-Bridge で発掘した海外スタートアップ等に対してプッシュ型で日本進出への支援を行うなど、リソースの最大限の活用を可能とするため、各指標についても一体的に柔軟な運用を行うものとする。また日本貿易振興機構以外の関係機関等との連携を強化し、事業効果の最大化を図るものとする。

さらに、「対日直接投資促進戦略」の実現に向け、投資残高増加への寄与に加え、外国企業の意見の取り纏め、公表及び政府への情報提供等を適時行うことにより国内の投資環境整備に貢献する。

令和 5 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された交付金については、地域への支援等必ずしも日本貿易振興機構の取組だけに限らない取組が含まれることを踏まえた上で、補正見込件数の目標水準を設定。ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

【指標1-1-1】【指標1-1-2】【指標1-1-3】【指標1-1-4】に関連する事項として着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評価は付さず、項目別評価において達成状況を加味するものとする。

(移動)

② 日本のスタートアップの海外展開の促進

スタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。また、2022年に策定された「スタートアップ育成5か年計画」においても、スタートアップ・エコシステムの創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことが前提とされ、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すとされている。

これを受け、日本貿易振興機構としても、政府や関係機関等と連携し、海外展開を目指す日本のスタートアップの支援を強化するべく海外現地アクセラレーター等を活用した現地エコシステムへの接続の更なる強化、及び、海外展開を通じてスケールすることを目指すイノベーション人材育成の更なる強化に取り組み、スタートアップ育成5か年計画における目標達成に貢献する。

(関係機関との連携、現地エコシステムへの接続強化)

海外の先進的な研修プログラムの活用等により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup企業の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。

(世界で勝てるスタートアップの裾野拡大)

J-Startup企業や日本の潜在的な強みであるディープテック分野等のスタートアップの活躍・成長を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。特に、日本の潜在的な強みであるディープテック分野のスタートアップ支援を強化する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

② 日本のスタートアップの海外展開の促進

スタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。また、2022年に策定された「スタートアップ育成5か年計画」においても、スタートアップ・エコシステムの創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことが前提とされ、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すとされている。

これを受け、日本貿易振興機構としても、政府や関係機関等と連携し、海外展開を目指す日本のスタートアップの支援を強化するべく海外現地アクセラレーター等を活用した現地エコシステムへの接続の更なる強化、及び、海外展開を通じてスケールすることを目指すイノベーション人材育成の更なる強化に取り組み、スタートアップ育成5か年計画における目標達成に貢献する。

(関係機関との連携、現地エコシステムへの接続強化)

海外の先進的な研修プログラムの活用等により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup企業の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。

(世界で勝てるスタートアップの裾野拡大)

J-Startup企業や日本の潜在的な強みであるディープテック分野等のスタートアップの活躍・成長を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野拡大にも貢献する。特に、日本の潜在的な強みであるディープテック分野のスタートアップ支援を強化する。

(起業家等育成の強化)

起業家等育成プログラムを通じて、経済産業省と連携しながら、次世代のイノベーションの担い手となる人材の育成強化を図る。シリコンバレーをはじめとした世界各地のイノベーション拠点において、現地の投資家や起業家等から指導を受ける、或いは海外を知る機会を提供し、グローバルに通用する起業家等のイノベーション人材を育成していく。

<定量的指標>

指標 1-2-1 : スタートアップの海外展開成功件数について、中期目標期間中に 180 件以上達成する。 【アウトカム指標】 【重要度高・困難度高】

※資金調達や拠点設立、外国人材採用、販路獲得（ライセンス契約、売買契約、代理店契約等）、補助金獲得、海外企業との共同研究開発や資本提携、海外での特許権・実用新案権取得、海外での日系企業との販路獲得・共同研究開発・資本提携、海外での日系企業とのマッチング結果による資金調達（日本本社からの資金調達含む）等。

指標 1-2-2 : スタートアップに対する海外展開支援件数について、中期目標期間中に 2,148 件以上達成する。

※海外 VC、海外企業とのマッチング、アクセラレーターとのメンタリング、研修、海外メディア取材、カンファレンス参加、知財相談、起業家育成プログラムにおける現地滞在支援等。

<定性的指標>

指標 1-2-3 : (略)

目標 1-2-4 : (略)

目標 1-2-5 : (略)

【目標を上回る水準として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑫ (略)

<目標水準の考え方>

【指標 1-2-1】 【指標 1-2-2】

(起業家等育成の強化)

起業家等育成プログラムを通じて、経済産業省と連携しながら、次世代のイノベーションの担い手となる人材の育成強化を図る。シリコンバレーをはじめとした世界各地のイノベーション拠点において、現地の投資家や起業家等から指導を受ける、或いは海外を知る機会を提供し、グローバルに通用する起業家等のイノベーション人材を育成していく。

【指標】

（定量目標）

ア. スタートアップに対する海外展開成功件数について、中期目標期間中に 173 件以上達成する。 【基幹目標】

※資金調達や拠点設立、外国人材採用、販路獲得（ライセンス契約、売買契約、代理店契約等）、補助金獲得、海外企業との共同研究開発や資本提携、海外での特許権・実用新案権取得、海外での日系企業との販路獲得・共同研究開発・資本提携、海外での日系企業とのマッチング結果による資金調達（日本本社からの資金調達含む）等。

イ. スタートアップに対する海外展開支援件数について、中期目標期間中に 2,100 件以上達成する。

※海外 VC、海外企業とのマッチング、アクセラレーターとのメンタリング、研修、海外メディア取材、カンファレンス参加、知財相談、起業家育成プログラムにおける現地滞在支援等。

（定性目標）

ウ. (略)

エ. (略)

オ. (略)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑫ (略)

<目標水準の考え方>

前中期目標期間のスタートアップへの海外展開支援件数は年平均約 300 件だったが、

前中期目標期間のスタートアップへの海外展開支援件数は年平均約 300 件だったが、本中期目標では起業前の起業家育成も含むことから年平均 500 件として、中期目標期間中に 2,148 件 以上支援する。前中期目標期間の成功件数は 100 件であるが、本中期目標では中期目標期間中のスタートアップの海外展開成功件数を 180 件 以上にする。

上記の算出においては、令和 5 年度補正予算（第 1 号）及び令和 6 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金も考慮している。

ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

【指標 1-2-3】 【指標 1-2-4】 【指標 1-2-5】

これらの指標は、政府目標「5 年間で 1,000 人の人材を海外に派遣する」への貢献、スタートアップ支援環境の整備、スタートアップのスケールアップ・成長促進の観点で、【指標 1-2-1】 【指標 1-2-2】に関連する事項として着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評価は付さず、項目別評価において達成状況を加味するものとする。

(移動)

③ 高度外国人材の活躍推進
(略)

(国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進)

高度外国人材の有する知識や技能を日本企業の競争力強化につなげていくため、日本国内における留学生等の就職・定着支援に加え、在外日系企業が現地でビジネスを拡大していくにあたっての、海外における高度外国人材の活躍を推進する。

(地方における高度外国人材の活躍推進) ～ (アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得) (略)

<定量的指標>

指標 1-3-1: (略)

指標 1-3-2: (略)

本中期目標では起業前の起業家育成も含むことから年平均 500 件として、中期目標期間中に 2,100 件 (2,000 件+令和 5 年度補正見込件数 100 件) 以上支援する。前中期目標期間の成功件数は 100 件であるが、本中期目標では中期目標期間中のスタートアップの海外展開成功件数を 173 件 (160 件+令和 5 年度補正見込件数 13 件) 以上にする。

令和 5 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金における、起業家等育成プログラムについては、起業前の起業家育成も含むことから、海外展開成功件数には含めていない。ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

③ 高度外国人材の活躍推進
(略)

(国内留学生の国内就職・定着支援、在外日系企業における高度外国人材の活躍推進)

高度外国人材の有する知識や技能を日本企業の競争力強化につなげていくため、日本国内における留学生当の就職・定着支援に加え、在外日系企業が現地でビジネスを拡大していくにあたっての、海外における高度外国人材の活躍を推進する。

(地方における高度外国人材の活躍推進) ～ (アジア地域における優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得) (略)

【指標】

(定量指標)

A. (略)

I. (略)

＜定性的指標＞

指標 1-3-3 : (略)

指標 1-3-4 : (略)

【目標を上回る水準として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤ (略)

＜目標水準の考え方＞

【指標 1-3-1】 【指標 1-3-2】

アジア未来投資イニシアティブ (AJIF) で掲げられた「今後 5 年間でアジアの高度人材 5 万人に対し、日系企業への就職機会の提供を支援する」のうち、日本貿易振興機関では 5 年間で 1.5 万人 (つまり 4 年間で 1.2 万人) の就業機会の提供の支援を担うこととなっている。本中期目標においては、アジアに限定せず全世界を対象とし支援を行うため、1.2 万人より高い目標である 4 年間で 1.5 万人を目標とする。

また、伴走型支援については、2019 年度～2021 年度の支援実績の平均が年間 262 社であることから、次期中期目標期間においては、これを 10%増やし、1,150 社 (年平均 288 社) を目標とする。

【指標 1-3-3】 【指標 1-3-4】

これらの指標は、より優れた起業家・イノベーション人材等の発掘・獲得、高度外国人材の活躍推進の観点で、【指標 1-3-1】 【指標 1-3-2】に関連する事項として着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評価は付さず、項目別評価において達成状況を加味するものとする。

(移動)

＜重要度・困難度の設定理由＞

【指標 1-1-1】 【指標 1-1-2】 【指標 1-2-1】

・日本の世界経済に占めるシェアの低下が進み、日本の経済・社会のグローバル化が遅々として進まない現状の中、日本がグローバルバリューチェーンの重要な核であり続ける

(定性目標)

ウ. (略)

エ. (略)

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤ (略)

＜目標水準の考え方＞

アジア未来投資イニシアティブ (AJIF) で掲げられた「今後 5 年間でアジアの高度人材 5 万人に対し、日系企業への就職機会の提供を支援する」のうち、日本貿易振興機関では 5 年間で 1.5 万人 (つまり 4 年間で 1.2 万人) の就業機会の提供の支援を担うこととなっている。本中期目標においては、アジアに限定せず全世界を対象とし支援を行うため、1.2 万人より高い目標である 4 年間で 1.5 万人を目標とする。

また、伴走型支援については、2019 年度～2021 年度の支援実績の平均が年間 262 社であることから、次期中期目標期間においては、これを 10%増やし、1,150 社 (年平均 288 社) を目標とする。

＜留意事項・想定される外部要因＞

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】日本の世界経済に占めるシェアの低下が進み、日本の経済・社会のグローバル化が遅々として進まない現状の中、日本がグローバルバリューチャー

ためには、資本・技術・人材の国内外での循環を継続的に生み出すことが必要であり、そのための施策である本業務の政策的重要性が増しているため。

- ・世界的な物価上昇や地政学的リスク、経済安全保障を巡る情勢の変化等、事業環境の先行きが見通しにくくなっている。また、世界経済に占めるシェアが低下する日本と、新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が見込まれる諸外国等との間での投資誘致や人材獲得競争が激化等する一方、グローバル人材の不足やエコシステムの脆弱性等、日本特有の問題が山積している。これらの状況下で、日本貿易振興機構は、政策上必要とされるミッションを遂行するために、新しい課題への対応やそのための多様なアプローチ、業務の一層の高度化を行うことが求められており、困難度は極めて高い。

<留意事項・想定される外部要因>

【指標1-1-1】【指標1-1-2】【指標1-2-1】の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 (略)

(農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者に対する総合的支援)～(輸出支援プラットフォームを通じた支援) (略)

<定量的指標>

指標2-1: 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたものについて、中期目標期間中に5,000件以上(延べ者数)を達成する。【アウトカム指標】【重要度高・困難度高】

指標2-2: (略)

<定性的指標>

指標2-3: (略)

指標2-4: (略)

指標2-5: (略)

ンの重要な核であり続けるためには、資本・技術・人材の国内外での循環を継続的に生み出すことが必要であり、そのための施策である本業務の政策的重要性が増しているため。

- 【困難度：高】世界的な物価上昇や地政学的リスク、経済安全保障を巡る情勢の変化等、事業環境の先行きが見通しにくくなっている。また、世界経済に占めるシェアが低下する日本と、新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が見込まれる諸外国等との間での投資誘致や人材獲得競争が激化等する一方、グローバル人材の不足やエコシステムの脆弱性等、日本特有の問題が山積している。これらの状況下で、日本貿易振興機構は、政策上必要とされるミッションを遂行するために、新しい課題への対応やそのための多様なアプローチ、業務の一層の高度化を行うことが求められており、困難度は極めて高い。

(移動)

(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 (略)

(農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者に対する総合的支援)～(輸出支援プラットフォームを通じた支援) (略)

【指標】

(定量指標)

ア. 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたものについて、中期目標期間中に5,000件以上(延べ者数)を達成する。【基幹目標】

イ. (略)

(定性指標)

ウ. (略)

エ. (略)

オ. (略)

【目標を上回る水準として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤（略）

＜目標水準の考え方＞

【指標 2－1】 【指標 2－2】

目標値の設定に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」等において掲げられた「2030年に農林水産物・食品の輸出額 5 兆円」という政府目標の達成に向けて、2026 年度までの本中期目標期間においては、中長期的に必要な活動に焦点を当てた目標とする。具体的には、輸出の裾野拡大を重視し定量的指標として設定するとともに、認定品目団体や GFP との連携の成功事例、輸出支援プラットフォームの活動等を定性的指標として追加する。

定量的指標のうち「商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの」については、2021 年度の輸出支援事業者数のうち、ジェトロの支援に参加した新規事業者は年間約 1,000 件のところ、本中期目標期間ではこれを年平均 1,250 件（4 年間で 5,000 件）に引き上げることを目標とする。また、輸出支援事業者数（延べ者数）についても、本中期目標期間では、新規性、裾野拡大に資する効果のある事業者への支援により重点を置く。

JFOOD0 は、プロモーション促進機関として、プロモーション自体の効果を測定する他、認定品目団体等や日本産食材サポーター店をはじめとする現地事業者と効果的に連携して取り組むことを重視する。

【指標 2－3】 【指標 2－4】 【指標 2－5】

これらの指標は、事業者の輸出環境の整備、関係団体との連携強化の観点で、【指標 2－1】 【指標 2－2】に関連する事項として着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評価は付さず、項目別評価において達成状況を加味するものとする。

（移動）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤（略）

＜目標水準の考え方＞

目標値の設定に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」等において掲げられた「2030年に農林水産物・食品の輸出額 5 兆円」という政府目標の達成に向けて、2026 年度までの本中期目標期間においては、中長期的に必要な活動に焦点を当てた目標とする。具体的には、輸出の裾野拡大を重視し定量的指標として設定するとともに、認定品目団体や GFP との連携の成功事例、輸出支援プラットフォームの活動等を定性的指標として追加する。

定量目標のうち「商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの」については、2021 年度の輸出支援事業者数のうち、ジェトロの支援に参加した新規事業者は年間約 1,000 件のところ、本中期目標期間ではこれを年平均 1,250 件（4 年間で 5,000 件）に引き上げることを目標とする。また、輸出支援事業者数（延べ者数）についても、本中期目標期間では、新規性、裾野拡大に資する効果のある事業者への支援により重点を置く。

JFOOD0 は、プロモーション促進機関として、プロモーション自体の効果を測定する他、認定品目団体等や日本産食材サポーター店をはじめとする現地事業者と効果的に連携して取り組むことを重視する。

＜想定される外部要因＞

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標 2－1】

- ・農林水産物・食品の輸出額について「2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円」という政府目標の達成を見据えて、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行っていくことが重要である。さらに、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 4 年 12 月 5 日改訂）及び改正輸出促進法（令和 4 年 10 月 1 日施行）において、日本貿易振興機構が担うとして明記されている施策や役割を着実に実施することが政策上強く求められている。
- ・本中期目標の達成に向けた各種取組に加えて、令和 5 年 8 月 24 日の ALPS 処理水の海洋放出による一部の国の輸入規制強化に伴う関連品目の輸出減を踏まえた政府からの政策ニーズへの対応として、水産物を中心とする迅速な輸出先多角化・代替市場の新規獲得や輸出に取り組む事業者の新規開拓などこれまでよりも高水準での取り組みが求められているなかで相当の努力が必要となり、困難度は極めて高い。

<留意事項・想定される外部要因>

【指標 2－1】の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行に必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援

「成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「2030 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を 35.5 兆円とする」という政府目標が掲げられている。

この目標達成に貢献するため、日本貿易振興機構は、二国間・多国間の経済連携の拡大・進展等により海外市場の拡大が見込まれることも踏まえ、高い技術力と海外展開への意欲を有する中堅・中小企業など日本企業の海外展開を推進する。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国際間の商取引の形態についても大幅なデジタル化が進んだことに加え、世界の EC 市場の拡大も踏まえ、日本貿易振興機構がこれまで取り組んで来た越境 EC 事業やデジタル技術を活用した取組を不可逆的なものとして定着させ、リアルをデジタルと連動させるなど施策を発展させていく。これにより、海外展開のハードルを下げ、海外展開に参画する企業の裾野を拡大させるとともに、海外市場で勝てる企業を徹底的に育成する。海外展開の自走化に向けた人材育成にも取り組む。

地方自治体や商工会、商工会議所、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の公的支援機関や金融機関と連携して、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。

- 【重要度：高】 農林水産物・食品の輸出額について「2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円」という政府目標の達成を見据えて、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行っていくことが重要である。さらに、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 4 年 12 月 5 日改訂）及び改正輸出促進法（令和 4 年 10 月 1 日施行）において、日本貿易振興機構が担うとして明記されている施策や役割を着実に実施することが政策上強く求められている。

(移動)

(3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援

「成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「2030 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を 35.5 兆円とする」という政府目標が掲げられている。

この目標達成に貢献するため、日本貿易振興機構は、二国間・多国間の経済連携の拡大・進展等により海外市場の拡大が見込まれることも踏まえ、高い技術力と海外展開への意欲を有する中堅・中小企業など日本企業の海外展開を推進する。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国際間の商取引の形態についても大幅なデジタル化が進んだことに加え、世界の EC 市場の拡大も踏まえ、日本貿易振興機構がこれまで取り組んで来た越境 EC 事業やデジタル技術を活用した取組を不可逆的なものとして定着させ、リアルをデジタルと連動させるなど施策を発展させていく。これにより、海外展開のハードルを下げ、海外展開に参画する企業の裾野を拡大させるとともに、海外市場で勝てる企業を徹底的に育成する。海外展開の自走化に向けた人材育成にも取り組む。

地方自治体や商工会、商工会議所、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の公的支援機関や金融機関と連携して、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。

(デジタル技術の活用による裾野拡大)

オンラインを通じて海外バイヤーが日本企業・製品の情報に接する機会を増やし、海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンドを常時把握するとともに、全国各地の企業に対し、デジタルを介して常時、海外バイヤーと繋がる機会を提供する。

また、越境 EC の活用やデジタルを通じて現地ユーザーに対する認知向上を図るなど、従来の BtoB 販路に加えて日本企業が海外消費者に直接 BtoC で販売する越境 EC サイトをはじめとする多様なチャネルを通じて、海外市場へのアクセス機会を増やす。

加えて、輸出未経験又は輸出先国や輸出商品が既に決まっている企業を適切な輸出商社や海外 EC 等の調達部門等へ繋ぐなど、迅速かつ容易に輸出が行える環境を整える。

(海外市場で勝てる企業を育成)

支援の過程や事業の結果から得られたデータを分析し、データに基づいて企業の課題を把握のうえ、課題に即した支援を行う。外部専門家等有する海外ビジネスの経験や現地での知見及びネットワークの活用や他の支援機関が提供するサービスの利用、民間のサービス事業者との連携を強化するなど、日本からの輸出や海外進出など様々な段階に応じたサービスを提供するとともに、把握した海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンド情報を積極的に活用する。

企業が主体的に継続して海外展開を行うためには、自らの力で販路開拓を行えるようになり、2 件目、3 件目と更なる成功に繋げていくことが重要である。このため、海外展開の自走化に向けて、海外バイヤーとの商談や交渉の進め方等の能力を獲得し海外ビジネスを中核的に担うことのできる人材の育成にも取り組む。

(海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進)

日本企業の海外展開を支援する全国の支援機関が参加する「新輸出大国コンソーシアム」を核に、地方自治体や商工会、商工会議所、中小機構等の公的支援機関や金融機関と定期的に情報・意見交換等の連携を行いつつ、業界団体や民間の支援事業者とも連携して、日本全国から高い技術力と海外展開への意欲を有し、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を掘り起こし又は磨き上げ、日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。また、日本貿易振興機構の支援を通じて得られた知見等をこれら連携先に還元・共有するほか、連携先が実施する海外展開支援にも協力する等して支援モデルの普及や支援者層の拡大にもつなげていく。

(中長期的な視点での海外展開支援)

実現までに長期間を要する海外進出の支援に取り組む。その際、日本貿易振興機構の海外現地事務所が中核となって、進出時における現地側でのサポートを行うとともに、進出後の現地展開等も支援する。また、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場への販路開拓等も支援する。創出された成功事例や、或いは成功には至らなかったケー

(デジタル技術の活用による裾野拡大)

オンラインを通じて海外バイヤーが日本企業・製品の情報に接する機会を増やし、海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンドを常時把握するとともに、全国各地の企業に対し、デジタルを介して常時、海外バイヤーと繋がる機会を提供する。

また、越境 EC の活用やデジタルを通じて現地ユーザーに対する認知向上を図るなど、従来の BtoB 販路に加えて日本企業が海外消費者に直接 BtoC で販売する越境 EC サイトをはじめとする多様なチャネルを通じて、海外市場へのアクセス機会を増やす。

加えて、輸出未経験又は輸出先国や輸出商品が既に決まっている企業を適切な輸出商社や海外 EC 等の調達部門等へ繋ぐなど、迅速かつ容易に輸出が行える環境を整える。

(海外市場で勝てる企業を育成)

支援の過程や事業の結果から得られたデータを分析し、データに基づいて企業の課題を把握のうえ、課題に即した支援を行う。外部専門家等有する海外ビジネスの経験や現地での知見及びネットワークの活用や他の支援機関が提供するサービスの利用、民間のサービス事業者との連携を強化するなど、日本からの輸出や海外進出など様々な段階に応じたサービスを提供するとともに、把握した海外バイヤーのニーズや海外市場のトレンド情報を積極的に活用する。

企業が主体的に継続して海外展開を行うためには、自らの力で販路開拓を行えるようになり、2 件目、3 件目と更なる成功に繋げていくことが重要である。このため、海外展開の自走化に向けて、海外バイヤーとの商談や交渉の進め方等の能力を獲得し海外ビジネスを中核的に担うことのできる人材の育成にも取り組む。

(海外展開の意欲を有する企業への「プッシュ型支援」の推進)

日本企業の海外展開を支援する全国の支援機関が参加する「新輸出大国コンソーシアム」を核に、地方自治体や商工会、商工会議所、中小機構等の公的支援機関や金融機関と定期的に情報・意見交換等の連携を行いつつ、業界団体や民間の支援事業者とも連携して、日本全国から高い技術力と海外展開への意欲を有し、海外市場で勝負できる潜在力を有する企業を掘り起こし又は磨き上げ、日本貿易振興機構の海外展開支援に繋げる「プッシュ型支援」を推進する。また、日本貿易振興機構の支援を通じて得られた知見等をこれら連携先に還元・共有するほか、連携先が実施する海外展開支援にも協力する等して支援モデルの普及や支援者層の拡大にもつなげていく。

(中長期的な視点での海外展開支援)

実現までに長期間を要する海外進出の支援に取り組む。その際、日本貿易振興機構の海外現地事務所が中核となって、進出時における現地側でのサポートを行うとともに、進出後の現地展開等も支援する。また、難易度が高いもののポテンシャルが大きい市場への販路開拓等も支援する。創出された成功事例や、或いは成功には至らなかったケー

スも含めてノウハウや教訓を得ることにより、企業による自発的な取組を促す。

<定量的指標>

指標 3-1: 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）について、中期目標期間中に 58,687 件以上を達成する。**（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】**

指標 3-2: 輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）について、中期目標期間中に 16,469 社以上を達成する。

<定性的指標>

指標 3-3: （略）

指標 3-4: （略）

指標 3-5: （略）

指標 3-6: （略）

指標 3-7: （略）

【目標を上回る水準として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤（略）

<目標水準の考え方>

【指標 3-1】 【指標 3-2】

政府目標である「2030 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を 35.5 兆円とする」ことを達成するためには、2020 年時点で同合計額が 21.1 兆円であることを踏まえると、年率 6%以上の伸びが必要になる。2019 年度～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）の年平均値社数を基準値として、本中期目標ではこれを年率 6%以上伸ばすことを目標とし、輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）を算出。

また、2019 年度～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）1 社あたりの海外展開成功件数の実績値を、本中期目標期間では 1.2 倍にすることを目標とし、輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）を算出。

上記の算出においては、令和 5 年度補正予算（第 1 号）及び令和 6 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金も考慮している。

ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

スも含めてノウハウや教訓を得ることにより、企業による自発的な取組を促す。

【指標】

（定量目標）

ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）について、中期目標期間中に 57,902 件以上を達成する。**【基幹目標】**

イ. 輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）について、中期目標期間中に 16,251 社以上を達成する。

（定性目標）

ウ. （略）

エ. （略）

オ. （略）

カ. （略）

キ. （略）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組や**アウトカム**に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤（略）

<目標水準の考え方>

政府目標である「2030 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を 35.5 兆円とする」ことを達成するためには、2020 年時点で同合計額が 21.1 兆円であることを踏まえると、年率 6%以上の伸びが必要になる。2019 年度～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）の年平均値社数を基準値として、本中期目標ではこれを年率 6%以上伸ばすことを目標とし、輸出・投資等の年度当たりの海外展開支援社数（ユニーク社数）の合計（延べ社数）を算出。

また、2019 年度～2021 年度の当初予算における支援社数（ユニーク社数）1 社あたりの海外展開成功件数の実績値を、本中期目標期間では 1.2 倍にすることを目標とし、輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）を算出。

令和 5 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金においては、新輸出大国コンソーシアム、越境 EC 事業及びコンテンツ産業について補正見込件数（成功件数 902 件、支援社数 251 社）を算出。ヘルスケアスタートアップ・エコシステム強化事業は国内ヘルスケア産業のスタートアップ・エコシステム拠点の PR を目的とした海外ヘルスケアイベントでの広報等の取組であることを踏まえ、補正見込件数の算出には含

【指標３－３】【指標３－４】【指標３－５】【指標３－６】【指標３－７】

これらの指標は、デジタル技術の活用促進、海外市場で勝てる企業の育成、プッシュ型支援の推進、企業による自発的な取組促進の観点で、【指標３－１】【指標３－２】に関連する事項として着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評価は付さず、項目別評価において達成状況を加味するものとする。

(移動)

<重要度・困難度の設定理由>

【指標３－１】

- ・高まる世界経済の不確実性によって、日本企業の輸出や投資の拡大意欲を下押しする傾向が見られる中、中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高を 2030 年までに 35.5 兆円とする政府目標の達成に向けては、高い技術力と海外展開への意欲を有する中堅・中小企業など日本企業の海外展開を推進することへの政策的重要性は高まっている。
- ・本中期目標の達成に向けては、機構の既往の取組に加え、デジタルの活用をはじめとする多様なアプローチや新しい課題への対応、他機関や政府部門、民間部門とも連帯・協力が一層必要となる。従前にも増して業務の更なる高度化が求められており、困難度は極めて高い。

<留意事項・想定される外部要因>

【指標３－１】の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(４) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応
(略)

(日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化)～(国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮) (略)

めていない。ただし、補正予算の実績把握及び効果検証を行った上で、補正予算が措置されていることも踏まえた評価・目標水準の見直しの検討を図るものとする。

<留意事項・想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【困難度：高】 高まる世界経済の不確実性によって、日本企業の輸出や投資の拡大意欲を下押しする傾向が見られる中、本中期目標の達成に向けては、機構の既往の取組に加え、デジタルの活用をはじめとする多様なアプローチや新しい課題への対応、他機関や政府部門、民間部門とも連帯・協力が一層必要となる。従前にも増して業務の更なる高度化が求められており、困難度は極めて高い。

(移動)

(４) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応
(略)

(日本企業の課題解決、ビジネス活動の円滑化)～(国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮) (略)

＜定量的指標＞

指標 4-1: 企業関係者等に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（企業関係者等）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。**（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】**

指標 4-2: 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（経済産業省の通商政策等の立案担当者）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。**（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】**

＜定性的指標＞

指標 4-3: (略)

指標 4-4: (略)

指標 4-5: (略)

指標 4-6: (略)

指標 4-7: (略)

指標 4-8: (略)

【目標を上回る**水準**として特に考慮する事項】

定量的指標に示される取組に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤ (略)

＜留意事項・目標水準の考え方＞

【指標 4-1】【指標 4-2】

政策立案における高い貢献度に加え、企業関係者等への情報提供における高い貢献度を実現するため、政策立案者だけでなく企業関係者等に対するアンケート調査の結果を新たに目標値として設定する。その際、前中期目標の目標であった「役立ち度」よりも更に情報の有用性に着目する指標として、日本貿易振興機構が提供した情報が意思決定や政策立案等に活用されるかどうかを測る「情報の活用度」を用いることとし、アンケート調査の4段階評価で上位2つの評価を得る割合が、前中期目標の「役立ち度」のアンケート調査における目標と同様、8割以上を目標として設定する。

【指標 4-3】【指標 4-4】【指標 4-5】【指標 4-6】【指標 4-7】【指標 4-8】

【指標】

（定量目標）

ア. 企業関係者等に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（企業関係者等）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。**【基幹目標】**

イ. 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対し、日本貿易振興機構が提供した情報について、被提供者（経済産業省の通商政策等の立案担当者）側の目的に照らした活用の意向や程度に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。**【基幹目標】**

（定性目標）

ウ. (略)

エ. (略)

オ. (略)

カ. (略)

キ. (略)

ク. (略)

【目標**水準**を上回る**質的成果**として**評価の際**に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組**やアウトカム**に関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

①～⑤ (略)

＜留意事項・目標水準の考え方＞

政策立案における高い貢献度に加え、企業関係者等への情報提供における高い貢献度を実現するため、政策立案者だけでなく企業関係者等に対するアンケート調査の結果を新たに目標値として設定する。その際、前中期目標の目標であった「役立ち度」よりも更に情報の有用性に着目する指標として、日本貿易振興機構が提供した情報が意思決定や政策立案等に活用されるかどうかを測る「情報の活用度」を用いることとし、アンケート調査の4段階評価で上位2つの評価を得る割合が、前中期目標の「役立ち度」のアンケート調査における目標と同様、8割以上を目標として設定する。

これらの指標は、日本企業の海外ビジネスの課題解決や円滑な活動に向けた支援、日本の通商政策・対外経済政策の推進への貢献等に向けて、【指標4-1】【指標4-2】において高い貢献度や情報の活用度を達成するため、着実に実施することを期待して設定するもの。よって、定性評価として評定は付さず、項目別評定において達成状況を加味するものとする。

＜重要度・困難度の設定理由＞

【指標4-1】【指標4-2】

- ・世界の様々な構造的変化に伴い複雑化する課題に対して、国際情勢の動きを念頭に置きつつ迅速かつ的確に調査・研究を行い、情報発信・提供（政策提言含む）を行うことは、日本企業の課題解決やビジネスの円滑化を図り、通商政策に貢献するといった機構に期待される役割の最も重要な部分である。これらの既往の取組に加えて、グリーン・人権・経済安全保障等の重要性を増した新たな政策課題への対応が求められている。さらには、新たな共通価値を重視する先進国と経済成長を重視する新興国・途上国との乖離拡大も懸念される中で、二国間・多国間事業や新興国・途上国のニーズ等も踏まえた事業を着実に実施することは、諸外国との関係強化や二国間・多国間の政策対話の促進を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし、及び日本の対外経済政策の推進においても極めて重要である。
- ・地政学的不確実性がもたらすリスクや世界経済の動向の変化等の見通しが立てにくい事業環境の中で、外交的動きも念頭に置きつつも、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることに加え、突発的な事象が発生した場合には、政府等とも一体となって迅速かつ確かな対応を行うことが求められる。さらに、これら一連の業務を実行するのみならず、業務を通じて得られた情報をもとに、高度な政策動向分析や政策提案機能の強化が求められており、困難度は極めて高い。

【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】

(略)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(略)

5. 財務内容の改善に関する事項

(略)

6. その他業務運営に関する重要事項

(略)

【重要度：高】世界の様々な構造的変化に伴い複雑化する課題に対して、国際情勢の動きを念頭に置きつつ迅速かつ的確に調査・研究を行い、情報発信・提供（政策提言含む）を行うことは、日本企業の課題解決やビジネスの円滑化を図り、通商政策に貢献するといった機構に期待される役割の最も重要な部分である。これらの既往の取組に加えて、グリーン・人権・経済安全保障等の重要性を増した新たな政策課題への対応が求められている。さらには、新たな共通価値を重視する先進国と経済成長を重視する新興国・途上国との乖離拡大も懸念される中で、二国間・多国間事業や新興国・途上国のニーズ等も踏まえた事業を着実に実施することは、諸外国との関係強化や二国間・多国間の政策対話の促進を通じた新たなビジネス領域の掘り起こし、及び日本の対外経済政策の推進においても極めて重要である。

【困難度：高】地政学的不確実性がもたらすリスクや世界経済の動向の変化等の見通しが立てにくい事業環境の中で、外交的動きも念頭に置きつつも、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることに加え、突発的な事象が発生した場合には、政府等とも一体となって迅速かつ確かな対応を行うことが求められる。さらに、これら一連の業務を実行するのみならず、業務を通じて得られた情報をもとに、高度な政策動向分析や政策提案機能の強化が求められており、困難度は極めて高い。

【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】

(略)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(略)

5. 財務内容の改善に関する事項

(略)

6. その他業務運営に関する重要事項

(略)

(政策体系図)
(略)

日本貿易振興機構（JETRO）の使命等と目標との関係

(使命)

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の推進に寄与することを目的としている。

(現状・課題)

◆強み

・国内外企業のビジネス活動等に関する高い専門性、長年蓄積されたデータ・ノウハウを有する。
・世界56カ国76拠点の海外ネットワークを活かし、ビジネス活動支援のほか、外交活動への貢献、政情不安地域等での情報収集・発信、外国政府への働きかけ等、多様な機能を発揮。

◆弱み・課題

・グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応が必要。
・現地企業・政府等とのネットワーク拡大・関係強化が課題。

(環境変化)

○日本では人口減少・少子高齢化が深刻化する一方、海外では新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が進んでおり、日本が海外の経済活力や市場を取り込み経済成長につなげていく重要性が増している。
○対日直接投資や日本企業の海外展開の更なる拡大が課題。世界的な高度外国人材の獲得競争も活発化。
○世界では、経済安全保障を事由とした自国中心主義の広まりによる多極化、新型コロナウイルスの感染拡大等により、国際経済秩序の前提が揺らぎつつあり、グローバルサプライチェーンの脆弱性等が顕在化。

(中期目標)

以下の4つの柱に基づき、日本の貿易・投資の振興を行い、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献していく。

- (1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
(対日直接投資、国内外における協業・連携、日本のスタートアップの海外展開、高度外国人材の活躍推進の支援)
 - (2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進
 - (3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援
 - (4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応
- 加えて、国内外の政府・地方自治体・民間企業等との連携強化、デジタル技術を活用したサービスの高度化及び事業の効率化、海外事務所の機能強化、経済安全保障への対応強化を図る。

(政策体系図)
(略)

(様式)

日本貿易振興機構（JETRO）の使命等と目標との関係

(使命)

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の推進に寄与することを目的としている。

(現状・課題)

◆強み

・国内外企業のビジネス活動等に関する高い専門性、長年蓄積されたデータ・ノウハウを有する。
・世界55カ国76拠点の海外ネットワークを活かし、ビジネス活動支援のほか、外交活動への貢献、政情不安地域等での情報収集・発信、外国政府への働きかけ等、多様な機能を発揮。

◆弱み・課題

・グリーン・人権・経済安全保障等の新たに重要性を増した政策課題への対応が必要。
・現地企業・政府等とのネットワーク拡大・関係強化が課題。

(環境変化)

○日本では人口減少・少子高齢化が深刻化する一方、海外では新興国・途上国を中心に人口増加や経済成長が進んでおり、日本が海外の経済活力や市場を取り込み経済成長につなげていく重要性が増している。
○対日直接投資や日本企業の海外展開の更なる拡大が課題。世界的な高度外国人材の獲得競争も活発化。
○世界では、経済安全保障を事由とした自国中心主義の広まりによる多極化、新型コロナウイルスの感染拡大等により、国際経済秩序の前提が揺らぎつつあり、グローバルサプライチェーンの脆弱性等が顕在化。

(中期目標)

以下の4つの柱に基づき、日本の貿易・投資の振興を行い、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献していく。

- (1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
(対日直接投資、国内外における協業・連携、日本のスタートアップの海外展開、高度外国人材の活躍推進の支援)
 - (2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進
 - (3) 中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援
 - (4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応
- 加えて、国内外の政府・地方自治体・民間企業等との連携強化、デジタル技術を活用したサービスの高度化及び事業の効率化、海外事務所の機能強化、経済安全保障への対応強化を図る。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の第五期中期目標の変更 新旧対照表

（主務省：経済産業省、デジタル庁）

変 更 案	現 行
独立行政法人情報処理推進機構 第五期中期目標 令和5年3月 <u>令和7年●月改訂</u> 経済産業省 <u>デジタル庁</u>	独立行政法人情報処理推進機構 第五期中期目標 令和5年3月 経済産業省
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 1. ～2. （略） 3. 政策を取り巻く環境の変化 （略） また、令和4年12月のデジタル田園都市国家構想実現会議において、経済産業省が中心となって、デジタル実装の前提となるハードインフラのみならず、データ連携基盤等のインフラの整備に向けて、デジタル<u>ライフライン</u>全国総合整備計画の策定を行うこととされたことを踏まえ、DADCは経済産業省と連携し、自身の設計したアーキテクチャに沿って官民が連携して投資を行い、デジタル<u>ライフライン</u>が全国に整備されていくよう、取組を進めていく必要がある。 （略） <u>4. 令和7年4月1日における中期目標の変更について</u> <u>生成AIをはじめとするAIが急速に進展し、社会に普及する中で、AIのもたらす便益を最大化しつつ、リスクに対するガードレールを設けることの必要性が国際的にも広く認識されている。</u> <u>我が国は、令和5年5月、国際的にはG7議長国として広島サミットにおいて、広島AIプロセスを立ち上げ、その成果として、令和5年12月に「広島AIプロセス包括的政策枠組み」を取りまとめるとともに、国内では、事業者がリスクに応じてAIを活用することができるよう、広島AIプロセスの成果も踏まえて「AI事業者が</u>	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 1. ～2. （略） 3. 政策を取り巻く環境の変化 （略） また、令和4年12月のデジタル田園都市国家構想実現会議において、経済産業省が中心となって、デジタル実装の前提となるハードインフラのみならず、データ連携基盤等のインフラの整備に向けて、デジタル<u>社会実装基盤</u>全国総合整備計画（<u>仮称</u>）の策定を行うこととされたことを踏まえ、DADCは経済産業省と連携し、自身の設計したアーキテクチャに沿って官民が連携して投資を行い、デジタル<u>社会実装基盤</u>が全国に整備されていくよう、取組を進めていく必要がある。 （略） <u>（新設）</u>

変 更 案	現 行
<u>イドライン」を策定してきた。</u> <u>こうした中で、ＡＩガバナンスに関する国際的な議論において、ＡＩの安全性確保の重要性が高まっている。令和５年後半には、米国及び英国がＡＩセーフティ・インスティテュート（以下「ＡＩＳＩ」という。）を設立したほか、その他の国・地域においてもＡＩＳＩ同等の機関が、ＡＩ安全性評価手法を確立しようとする動きを見せている。</u> <u>かかる国際的な動向も踏まえ、令和５年１２月２１日、第７回ＡＩ戦略会議における岸田内閣総理大臣（当時）の指示を踏まえ、ＡＩ政策を統括する内閣府をはじめとする関係府省庁の協力を得て、我が国政府として令和６年２月１４日にＡＩＳＩをＩＰＡに設置することとした。なお、ＡＩが広範な政策アジェンダを含みうることを踏まえ、ＡＩＳＩの方針等については、ＡＩセーフティ・インスティテュート関係府省庁等連絡会議において検討することとしている。</u> <u>また、令和６年５月３１日、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、ワンスオンリ一等を実現することで、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図る観点から、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した（令和６年法律第４６号）。</u> <u>改正法では、データ連携促進等の観点から、ＩＰＡの業務に、行政機関等の情報システムに関するデータ標準化に係る基準（以下「データ標準」という。）の作成等の業務が追加されるとともに、関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル庁の長）が追加された。これを踏まえ、これまでＩＰＡが担ってきたアーキテクチャ設計や企業・産業・地域のＤＸの推進の取組も踏まえつつ、デジタル庁との連携を更に強化し、公共・準公共分野を含む社会全体のＤＸを推進していく必要がある。</u> <u>以上を踏まえ、本取組に係る目標を明確化する観点から、第五期中期目標の変更を行う。新たな目標のもと、これら課題への対応を強力に推進していくこととする。</u> Ⅱ. 中期目標の期間 (略) Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略) 1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	Ⅱ. 中期目標の期間 (略) Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略) 1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

変 更 案	現 行
Society 5. 0の実現に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計が必要。このため、第五期中期目標期間においては、これまでも日本各地や業界ごとに個別アーキテクチャの設計が行われ、中にはグローバルレベルで取組が進んでいるものもあるが、こうした個別取組を統合して全体最適を図っていくため、ソフト、ハード、ルールといったデジタルライフラインの一体的整備を大胆かつ早急に進めていくことが重要。当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を行っていく。 <u>その際、改正法による業務追加を踏まえ、上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を進める。</u> <u>あわせて、特にAIのルールに関する国際動向や技術動向を踏まえ、関係府省、関係機関と連携の上、安全、安心で信頼できるAIの普及に向けた業務を行っていく。</u> また、今まで見たこともない独創的なアイディア・技術を持つ突出した人材を発掘・育成する「未踏事業」について、技術（AI・量子コンピューティング等）の開発者・使い手や起業家等の輩出に向けて、その育成規模の拡大を行っていく。 さらに、DX推進施策（DX推進指標、DX認定、DX銘柄）による企業・産業・地域のDX推進をしていく。 （１）ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、<u>データ標準の作成</u>及び社会実装・普及の推進 ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety 5. 0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化 ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計 ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進 <u>・上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を推進</u> ・国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、<u>データ標準の作成</u>及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備	Society 5. 0の実現に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計が必要。このため、第五期中期目標期間においては、これまでも日本各地や業界ごとに個別アーキテクチャの設計が行われ、中にはグローバルレベルで取組が進んでいるものもあるが、こうした個別取組を統合して全体最適を図っていくため、ソフト、ハード、ルールといったデジタル社会実装基盤の一体的整備を大胆かつ早急に進めていくことが重要。当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を行っていく。 また、今まで見たこともない独創的なアイディア・技術を持つ突出した人材を発掘・育成する「未踏事業」について、技術（AI・量子コンピューティング等）の開発者・使い手や起業家等の輩出に向けて、その育成規模の拡大を行っていく。 さらに、DX推進施策（DX推進指標、DX認定、DX銘柄）による企業・産業・地域のDX推進をしていく。 （１）ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進 ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現するSociety 5. 0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化 ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計 ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進 <u>（新設）</u> ・国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備

変 更 案	現 行
・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety 5. 0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力 <u>(2) 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行</u> ・内閣府をはじめとする関係府省庁、関係機関と協力し、AISIの設立・運営、AIの安全性評価に係る調査・基準等の検討、安全性評価の実施手法に関する検討、他国の関係機関との国際連携（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）の推進等の業務を遂行 (3) (略) (4) (略) 【指標】 本事業（上記1. ）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。 なお、Society 5. 0の実現に向けて、アーキテクチャの設計から社会実装・普及まで取り組むことが重要である。また、独創的なアイデア、技術を持つ突出した人材の発掘・育成の支援制度（未踏事業）の拡大及び企業のDXの促進が重要である。このような考え方のもと、以下の指標を設定する。 <u>(定量指標)</u> 指標1－1：Society 5. 0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（上記1. （1）関連）<u>（アウトカム指標）</u> <u>【重要度高】 【困難度高】</u> Society 5. 0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。 <u>(移動)</u>	・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはSociety 5. 0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力 <u>(新設)</u> (2) (略) (3) (略) 【指標】 本事業（上記1. ）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。 なお、Society 5. 0の実現に向けて、アーキテクチャの設計から社会実装・普及まで取り組むことが重要である。また、独創的なアイデア、技術を持つ突出した人材の発掘・育成の支援制度（未踏事業）の拡大及び企業のDXの促進が重要である。このような考え方のもと、以下の指標を設定する。 <u>＜指標1：Society 5. 0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（上記1. （1）関連）＞【基幹目標】</u> Society 5. 0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。 <u>【指標水準の考え方】</u> <u>IPAにおいて、産学官で連携して、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、国が整備すべきアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデ</u>

変 更 案	現 行
指標 <u>1-2</u> : 未踏事業修了生の成果（上記1. <u>(3)</u> 関連）<u>（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】</u> 未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動	<u>一タガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェア（以下「技術仕様等」という。）を具体化して、その国内外での社会実装・普及を進める。なお、技術仕様等の範囲は、前記に限定する趣旨ではなく、第五期中期目標策定時点の想定を記載したものである。</u> <u>具体的には、領域毎に20点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で100点以上を目標の水準とする。5つの領域で達成率100%（B）を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率150%（C）、200%（D）を目指すものとする。また、本来的には、（C）、（D）の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、（B）に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に（B）を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。</u> <u><達成率></u> <u>A：50%（IPAが技術仕様等を提供している状態）</u> <u>技術仕様等を整備して公表した場合</u> <u>B：100%（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）</u> <u>認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2社以上に対して提供された場合</u> <u>C：150%（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）</u> <u>整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合</u> <u>D：200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）</u> <u>整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合</u> <u>[重要度高・困難度高]</u> <u>第五期中期目標期間中に取り組む領域は、人口減少、脱炭素、経済安全保障といった社会課題に対応する観点からも、いずれもデジタル時代の社会資本としてデジタル基盤を提供する必要性が高まっており、当事業は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、アーキテクチャ設計による社会実装の実現を目標達成の基準としつつ、更なる国内での普及・国際社会への普及をも目指すチャレンジングな水準の目標である。</u> <u><指標2：未踏事業修了生の成果（上記1. <u>(2)</u> 関連）>【基幹目標】</u> <u>未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉</u>

変 更 案	現 行
を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数延べ130件を目指す。あわせて、新技術の創出等を通じて、社会課題の解決や我が国のスタートアップ創出への貢献を目指す。 (移動) (移動) 指標 <u>1－3</u> : 企業におけるデジタル経営改革の推進（上記1. <u>(4)</u> 関連） デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、第五期中期目標期間終了時点で2000組織以上とする。 (移動)	え、第五期中期目標期間中の合計数延べ130件を目指す。あわせて、新技術の創出等を通じて、社会課題の解決や我が国のスタートアップ創出への貢献を目指す。 <u>[指標水準の考え方]</u> <u>独創的なアイデア・技術を持つ突出した人材の発掘・育成規模を国家レベルの支援に拡大することが求められているなか、未踏事業における効果目標として、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせ5年間累計で130件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。</u> <u>[重要度高・困難度高]</u> <u>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和3年6月7日閣議決定）」において大きな柱として位置づけられている「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」の中でも「優れたアイデア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大（未踏事業を国家レベルの支援に拡大すること）」は中核的な位置づけとなっており、同事業は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化などといった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジ的な水準で目指す目標である。</u> <u><指標3：企業におけるデジタル経営改革の推進（上記1. <u>(3)</u> 関連）></u> デジタル経営改革に向けDX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、第五期中期目標期間終了時点で2000組織以上とする。 <u>[指標水準の考え方]</u> <u>DXを促進するために、IPAが行うDX推進指標の普及改善やベンチマーク分析、認定や銘柄制度の運用などが、企業の自己診断を促すことにとどの程度つながったかを測る指標として設定し、第五期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約1.2万社の約16%に相当する水準が約2000社であるため、当該指標水準とした。</u>

変 更 案	現 行
<u>(定性指標)</u> <u>指標１－４：公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進（上記１．（１）関連）（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】</u> <u>改正法の施行に伴い、新たに内閣総理大臣が主務大臣に追加されたことを踏まえ、デジタル庁との連携を強化するとともに、</u> <u>①業務遂行体制の充実</u> <u>②政府情報システムにおいて横断的に用いられるデータ標準の作成</u> <u>③準公共分野におけるデータ標準の作成</u> <u>等を進めていくことで、公共・準公共分野におけるデータ連携の促進に貢献する。</u> <u>指標１－５：安全、安心で信頼できるＡＩの普及に向けたＡＩＳＩ業務の遂行（上記１．（２）関連）（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】</u> <u>関係府省庁、関係機関と連携の上、諸外国の情勢も踏まえつつ、</u> <u>①ＡＩＳＩの設立・運営</u> <u>②ＡＩの安全性評価に係る調査・ありうべき基準等の作成</u> <u>③安全性評価の実施手法に関する調査・あり方の具体化</u> <u>④他国の関係機関との国際ルール協調（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）</u> <u>等を通じて、我が国におけるＡＩの利活用の基盤となるＡＩ安全性の確保に貢献する。</u> <u><指標水準の考え方></u> <u>指標１－１：ＩＰＡにおいて、産学官で連携して、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の５以上の領域において、国が整備するべきアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェア（以下「技術仕様等」という。）を具体化して、その国内外での社会実装・普及を進める。なお、技術仕様等の範囲は、前記に限定する趣旨ではなく、第五期中期目標策定時点の想定を記載したものである。</u> <u>具体的には、領域毎に２０点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で１００点以上を目標の水準とする。５つの領</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(移動)</u>

変 更 案	現 行
<u>域で達成率１００％（Ｂ）を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率１５０％（Ｃ）、２００％（Ｄ）を目指すものとする。また、本来的には、（Ｃ）、（Ｄ）の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、（Ｂ）に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に（Ｂ）を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。</u> <u><達成率></u> <u>A：５０％（IPAが技術仕様等を提供している状態）</u> <u>技術仕様等を整備して公表した場合</u> <u>B：１００％（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）</u> <u>認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、２社以上に対して提供された場合</u> <u>C：１５０％（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）</u> <u>整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合</u> <u>D：２００％（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）</u> <u>整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合</u> <u>指標１－２：独創的なアイデア・技術を持つ突出した人材の発掘・育成規模を国家レベルの支援に拡大することが求められているなか、未踏事業における効果目標として、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせ５年間累計で１３０件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。</u> <u>指標１－３：DXを促進するために、IPAが行うDX推進指標の普及改善やベンチマーク分析、認定や銘柄制度の運用などが、企業の自己診断を促すことにどの程度つながったかを測る指標として設定し、第五期中期目標期間</u>	

変 更 案	現 行
<u>中に目標値の達成を目指す。市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約1.2万社の約16%に相当する水準が約2000社であるため、当該指標水準とした。</u> <u>指標1-4：データ連携により国民の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化等が期待されるところ、既存業務であるアーキテクチャ設計とも連動しつつ公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等に取り組んだ結果として、各分野におけるデータ連携の促進への貢献度合に応じて評価するもの。</u> <u>指標1-5：我が国を含め各国・地域ではAIの急速な発展・普及が進んでいるところ、特にAIルールに関する国際動向や技術動向を踏まえ、関係府省、関係機関と連携の上、安全、安心で信頼できるAIの普及に向けた業務に取り組んだ結果として、AIの安全性の確保への貢献度合に応じて評価するもの。</u> <u><重要度高・困難度高の設定理由></u> <u>指標1-1</u> <u>【重要度高】：第五期中期目標期間中に取り組む領域は、人口減少、脱炭素、経済安全保障といった社会課題に対応する観点からも、いずれもデジタル時代の社会資本としてデジタル基盤を提供する必要性が高まっており、当事業は、重要かつ優先すべきものである。</u> <u>【困難度高】：また、本指標は、アーキテクチャ設計による社会実装の実現を目標達成の基準としつつ、更なる国内での普及・国際社会への普及をも目指すチャレンジングな水準の目標である。</u> <u>指標1-2</u> <u>【重要度高】：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和3年6月7日閣議決定）」において大きな柱として位置づけられている「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」の中でも「優れたアイデア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大（未踏事業を国家レベルの支援に拡大すること）」は中核的な位置づけとなっており、同事業は、重要かつ優先すべきものである。</u> <u>【困難度高】：また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化などといった新たな社会価値（アウトカム）を創出する</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(移動)</u>

変 更 案	現 行
<u>ことをチャレンジングな水準で目指す目標である。</u> <u>指標 1－4</u> <u>【重要度高】：データの標準化により、公共・準公共分野におけるデータ連携を促進し、国民の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化等につなげていくことは、少子高齢化が進む中で生ずる様々な課題を行政ＤＸにより解消し、さらには、産業や地域等のＤＸの取組とも連携しながら社会全体のＤＸにつなげていくことを推進する鍵になる取組であり事業は重要かつ優先すべきものである。</u> <u>【困難度高】：また、データ標準は、多様な主体が整備するシステムの現状や、将来の様々な環境変化も見据えつつ、多様なステークホルダーに活用されるような内容としていく必要があり、困難でチャレンジングな目標である。</u> <u>指標 1－5</u> <u>【重要度高】：安全、安心で信頼できるＡＩの普及は、Ｇ７サミットをはじめ、国際場裡における共通のアジェンダであり、重要。我が国においても、政府方針の下、ＡＩＳＩを設立することとしており、ＡＩの安全性の確保に向けた業務は重要かつ優先すべきものである。</u> <u>【困難度高】：また、我が国を含め各国・地域では、ＡＩの急速な発展・普及に伴って、便益だけでなく、ＡＩのもたらす様々なリスクも明らかになってきている。現状、我が国をはじめとする各国・地域は、これらのリスクに対する対応策を持ち合わせていない現状にあり、かかる新興の課題に国際的な制度調和の下、取り組んでいくことは、困難でチャレンジングな目標である。</u> <u>２．デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を担うデジタル人材の育成推進</u> ＤＸを推進するボリュームゾーンであるデジタル人材の育成に関して、政府全体として「２０２６年度末までにデジタル推進人材２３０万人を育成する」という目標（令和４年６月デジタル田園都市国家構想基本方針閣議決定）を掲げており、ＩＰＡとしても、リテラシーレベルの人材育成とともに、そうした専門的なデジタル知識・能力を有するデジタル推進人材の育成にも貢献していく必要がある。このため、第五期中期目標期間においても、第四期中期目標期間で取り組んだＤＸ推進に資する情報提供とともに、デジタル人材の拡大に向けて、関係省庁等とも連携しつつ、以下の取	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>２．デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を担うデジタル人材の育成推進</u> ＤＸを推進するボリュームゾーンであるデジタル人材の育成に関して、政府全体として「２０２６年度末までにデジタル推進人材２３０万人を育成する」という目標（令和４年６月デジタル田園都市国家構想基本方針閣議決定）を掲げており、ＩＰＡとしても、リテラシーレベルの人材育成とともに、そうした専門的なデジタル知識・能力を有するデジタル推進人材の育成にも貢献していく必要がある。このため、第五期中期目標期間においても、第四期中期目標期間で取り組んだＤＸ推進に資する情報提供とともに、デジタル人材の拡大に向けて、関係省庁等とも連携しつつ、以下の取

変 更 案	現 行
組を推進していく。 (1) デジタルスキル標準の整備・情報発信 ・デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援 (2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進 ・デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示やデジタルスキル標準との紐づけの審査を実施 (3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施 ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施 【指標】 (略) <u>(定量指標)</u> 指標 <u>2-1</u> : デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透（上記2. (1) 関連） (略) <u>(移動)</u> 指標 <u>2-2</u> : リスキリング支援機能等の強化（上記2. (2) 関連） 【重要度高】 【困難度高】	組を推進していく。 (1) デジタルスキル標準の整備・情報発信 ・デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援 (2) デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進 ・デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示やデジタルスキル標準との紐づけの審査を実施 (3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施 ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施 【指標】 (略) ＜指標 1 : デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透（上記2. (1) 関連） ＞ (略) <u>【指標水準の考え方】</u> 令和元年度から令和3年度の年度当たり平均アクセス数は217,865件。指標水準をこの実績の1.2倍（261,438件）とすると、日本の常用雇用者数20人以上の会社企業（約25万社）が平均して年1回以上アクセスすると想定される水準に到達することが見込まれるため、当該指標水準とした。 ＜指標 2 : リスキリング支援機能等の強化（上記2. (2) 関連）＞ 【基幹目標】 (略)

変 更 案	現 行
(略) (移動) 指標 <u>2-3</u> : 情報処理技術者試験制度の活用 (上記2. (3) 関連) (略) (移動) <指標水準の考え方> 指標 2-1 : 令和元年度から令和3年度の年度当たり平均アクセス数は217,865件。指標水準をこの実績の1.2倍(261,438件)とすると、日本の常用雇用者数20人以上の会社企業(約25万社)が平均して年1回以上アクセスすると想定される水準に到達することが見込まれる	[指標水準の考え方] 「マナビDX」における月平均の実績数(アクセス数)は約2万5千件。通年のアクセス数に換算した約30万件を上回ることを目指す。 [重要度高・困難度高] DXを担うデジタル人材育成は、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティスト等といった専門人材育成及び全てのビジネスパーソンのデジタルリテラシー習得が対象になる。人材不足がDX推進の阻害要因と指摘される中、より多くの人材がDXに必要なリテラシーやスキル習得を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、「マナビDX」は、民間等で提供されるデジタル分野の教育コンテンツを集約・整理、紹介することを通じ、リスキリング(学び直し)を支援するといった前例の無い取組であり、本指標は、「マナビDX」利用者体験の不断の見直しを行うことで開設当初のアクセス数以上を維持しようとするチャレンジングな水準の目標である。 <指標3 : 情報処理技術者試験制度の活用 (上記2. (3) 関連) > (略) [指標水準の考え方] 第四期中期目標期間のうち令和3年度までの応募者数平均(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く)は544,090人であるが、この実績値は第三期中期目標期間の実績値(478,940人)の1.1倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。DXを担うデジタル人材の育成・確保に向けて、情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値以上(※)を目指す。 ※第四期中期目標期間の平均応募者数は、令和2年度春期試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止されたため、令和2年度を除く、平成30年度・令和元年度・令和3年度の平均応募者数544,090人とする。 (移動)

変 更 案	現 行
<u>ため、当該指標水準とした。</u> <u>指標２－２：「マナビDX」における月平均の実績数（アクセス数）は約２万５千件。通年のアクセス数に換算した約３０万件を上回ることを目指す。</u> <u>指標２－３：第四期中期目標期間のうち令和３年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和２年度を除く）は５４４，０９０人であるが、この実績値は第三期中期目標期間の実績値（４７８，９４０人）の１．１倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。DXを担うデジタル人材の育成・確保に向けて、情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、毎年度、第四期中期目標期間の平均値以上（※）を目指す。</u> <u>※第四期中期目標期間の平均応募者数は、令和２年度春期試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止されたため、令和２年度を除く、平成３０年度・令和元年度・令和３年度の平均応募者数５４４，０９０人とする。</u> <u><重要度高・困難度高の設定の理由></u> <u>指標２－２</u> <u>【重要度高】：DXを担うデジタル人材育成は、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティスト等といった専門人材育成及び全てのビジネスパーソンのデジタルリテラシー習得が対象になる。人材不足がDX推進の阻害要因と指摘される中、より多くの人材がDXに必要なリテラシーやスキル習得を図ることは、重要かつ優先すべきものである。</u> <u>【困難度高】：また、「マナビDX」は、民間等で提供されるデジタル分野の教育コンテンツを集約・整理、紹介することを通じ、リスキリング（学び直し）を支援するといった前例の無い取組であり、本指標は、「マナビDX」利用者体験の不断の見直しを行うことで開設当初のアクセス数以上を維持しようとするチャレンジングな水準の目標である。</u> <u>３．サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保</u> (略)	<u>(移動)</u> <u>３．サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保</u> (略)

変 更 案	現 行
【指標】 (略) <u>(定量指標)</u> 指標 <u>3－1</u> : 国の安全保障の確保への貢献（上記3.（1）関連）<u>(アウトカム関連)</u> <u>【重要度高】【困難度高】</u> (略) (移動) (移動) 指標 <u>3－2</u> : 海外機関との連携の強化（上記3.（1）関連） (略) (移動)	【指標】 (略) ＜指標1：国の安全保障の確保への貢献（上記3.（1）関連）＞ <u>【基幹目標】</u> (略) <u>[指標水準の考え方]</u> <u>IPAが有する産業界・経済界とのチャネルを活かして、サイバー攻撃情報に関する収集能力の強化、それら情報に対する分析機能強化を通じてサイバー状況把握機能を確立し、関連する政府省庁、関係組織への情報提供、情報共有、対策支援を推進するとともに、関係省庁等に対する人材育成支援等を通じて、国家の安全保障、経済安全保障の確保に貢献する。これらIPAの活動に対して、国の安全保障への貢献度の観点で政府関係組織にアンケートにより評価してもらい、一定水準以上の満足度を得ることを目標とする。なお、「標的型攻撃」については、攻撃の波があることや、秘匿性の高い情報提供について、公表が困難であったり、カウントしづらい可能性もあるため、指標としては設定せずに、定性的な目標とする。</u> <u>[重要度高・困難度高]</u> <u>国家安全保障戦略の改定を受けて、サイバーセキュリティ対策を強化していく中で、サイバー攻撃は官民をまたがるものであるため、特に官民連携が重要な課題である。このため、経済界・産業界とのチャネルを有するIPAが貢献できる役割は大きい。昨今の情勢を踏まえると、サイバー攻撃のリスクは高まっており、新たな司令塔組織が創設されることとなるなど、政府全体においても、政策の重要度・優先度は非常に高まっている。IPAは、これまで経済分野を中心に取り組んできたが、今後、安全保障分野における政府の政策企画への貢献にも取り組むこととなり、かつチャレンジングな水準を掲げたものであり、難易度は高い。</u> ＜指標2：海外機関との連携の強化（上記3.（1）関連）＞ (略) <u>[指標水準の考え方]</u> <u>第四期中期目標期間に定期的に交流を行っているのが6組織であり、今後、インド</u>

変 更 案	現 行
指標<u>3-3</u>：連携組織との協働による施策の普及拡大（上記3.（2）関連） （略） （移動） 指標<u>3-4</u>：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記3.（3）関連） （略） （移動） <u><指標水準の考え方></u> <u>指標3-1：IPAが有する産業界・経済界とのチャネルを活かして、サイバー攻撃情報に関する収集能力の強化、それら情報に対する分析機能強化を通じてサイバー状況把握機能を確立し、関連する政府省庁、関係組織への情報提供、情報共有、対策支援を推進するとともに、関係省庁等に対する</u>	<u>太平洋地域なども日米欧演習から継続的な意見交換にもつなげていく。</u> <u>また、CC認証における国際相互承認の枠組みであるCCRAの加盟組織として更なる関係強化を進めるとともに、欧州HWセキュリティやその他標準化関連組織等との関係も継続していくことを想定し、計10組織を目標とする。当該指標水準は、現在、6組織をほぼ倍増させる野心的な目標である。</u> <u><指標3：連携組織との協働による施策の普及拡大（上記3.（2）関連）></u> （略） <u>[指標水準の考え方]</u> <u>地方自治体や各地域の産業振興公社、セキュリティ事業者等の組織を対象とし、セキュリティ普及啓発に係る連携協定、覚書の締結や、セキュリティプレゼンターの活用、サイバーセキュリティお助け隊事業における協力、SNSを通じた協力、その他具体的施策における協力関係の構築を行った実績を積算する。</u> <u><指標4：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記3.（3）関連）></u> （略） <u>[指標水準の考え方]</u> <u>第5期中核人材育成プログラム（令和4年6月修了）以降の修了者を対象として、</u> <u>・企業活動数は、各期修了者を50名（直近3年平均は47.3名）、1人あたり平均3件（過去実績2.92件）として、中期目標期間終了時に50名×3件×5期分＝750件</u> <u>・第五期中期目標期間においては、社会へ還元する活動を増やすべく積極的に取り組むこととして、平均50件×5期分＝250件（※各年度の配分は、対象の修了者数に応じた傾斜配分を想定）</u> <u>の合計値を目標としたもの。</u> （移動）

変 更 案	現 行
<u>人材育成支援等を通じて、国家の安全保障、経済安全保障の確保に貢献する。これらIPAの活動に対して、国の安全保障への貢献度の観点で政府関係組織にアンケートにより評価してもらい、一定水準以上の満足度を得ることを目標とする。なお、「標的型攻撃」については、攻撃の波があることや、秘匿性の高い情報提供について、公表が困難であったり、カウントしづらい可能性もあるため、指標としては設定せずに、定性的な目標とする。</u> <u>指標３－２：第四期中期目標期間に定期的に行っているのが６組織であり、今後、インド太平洋地域なども日米欧演習から継続的な意見交換にもつなげていく。</u> <u>また、CC認証における国際相互承認の枠組みであるCCRAの加盟組織として更なる関係強化を進めるとともに、欧州HWセキュリティやその他標準化関連組織等との関係も継続していくことを想定し、計１０組織を目標とする。当該指標水準は、現在、６組織をほぼ倍増させる野心的な目標である。</u> <u>指標３－３：地方自治体や各地域の産業振興公社、セキュリティ事業者等の組織を対象とし、セキュリティ普及啓発に係る連携協定、覚書の締結や、セキュリティプレゼンターの活用、サイバーセキュリティお助け隊事業における協力、SNSを通じた協力、その他具体的施策における協力関係の構築を行った実績を積算する。</u> <u>指標３－４：第５期中核人材育成プログラム（令和４年６月修了）以降の修了者を対象として、</u> <u>・企業活動数は、各期修了者を５０名（直近３年平均は４７．３名）、１人あたり平均３件（過去実績２．９２件）として、中期目標期間終了時に５０名×３件×５期分＝７５０件</u> <u>・第五期中期目標期間においては、社会へ還元する活動を増やすべく積極的に取り組むこととして、平均５０件×５期分＝２５０件（※各年度の配分は、対象の修了者数に応じた傾斜配分を想定）</u> <u>の合計値を目標としたもの。</u> <u><重要度高・困難度高の設定理由></u>	(移動)

変 更 案	現 行
<u>指標３－１</u> <u>【重要度高】：国家安全保障戦略の改定を受けて、サイバーセキュリティ対策を強化していく中で、サイバー攻撃は官民をまたがるものであるため、特に官民連携が重要な課題である。このため、経済界・産業界とのチャンネルを有するIPAが貢献できる役割は大きい。昨今の情勢を踏まえると、サイバー攻撃のリスクは高まっており、新たな司令塔組織が創設されることとなるなど、政府全体においても、政策の重要度・優先度は非常に高まっている。</u> <u>【困難度高】：IPAは、これまで経済分野を中心に取り組んできたが、今後、安全保障分野における政府の政策企画への貢献にも取り組むこととなり、かつチャレンジングな水準を掲げたものであり、難易度は高い。</u> IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) V. 財務内容の改善に関する事項 (略) VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)	IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略) V. 財務内容の改善に関する事項 (略) VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)

変 更 案	現 行
(政策体系図) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る政策体系図 政府の基本方針 デジタル社会の実現に向けた 改革の基本方針 ➡ デジタル社会形成基本法 ➡ デジタル社会の実現に向けた 重点計画 ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進（突出した人材の発掘・育成や企業のDX推進等を含む） ※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても記載 ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 ※「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても記載 ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 ※「国家安全保障戦略」においても記載 等 第五期中期目標期間（2023年4月～2028年3月）におけるIPAが果たすべき重点事業 サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指す。 ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 ➢ ビジョンの具体化、アーキテクチャ設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進 ➢ 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行 ➢ 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ➢ 企業におけるデジタル経営改革の推進 ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 ➢ デジタルスキル標準の整備・情報発信 ➢ デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進 ➢ 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 ➢ 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ➢ 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ➢ 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 (使命等と目標との関係) (略)	(政策体系図) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る政策体系図 政府の基本方針 デジタル社会の実現に向けた 改革の基本方針 ➡ デジタル社会形成基本法 ➡ デジタル社会の実現に向けた 重点計画 ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進（突出した人材の発掘・育成や企業のDX推進等を含む） ※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても記載 ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 ※「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても記載 ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 ※「国家安全保障戦略」においても記載 等 第五期中期目標期間（2023年4月～2028年3月）におけるIPAが果たすべき重点事業 サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する、「デジタルエコシステム」の中核組織となることを目指す。 ① Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 ➢ ビジョンの具体化、アーキテクチャ設計及び社会実装・普及の推進 ➢ 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ➢ 企業におけるデジタル経営改革の推進 ② デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進 ➢ デジタルスキル標準の整備・情報発信 ➢ デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビDX」を通じたデジタル人材育成推進 ➢ 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ③ サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 ➢ 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ➢ 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ➢ 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 (使命等と目標との関係) (略)